

平成31年度

幼稚園・認定こども園の入園説明会を開催します

■問合せ＝保育課 ☎(20)3038

平成31年度の入園児募集は9月1日(土)から開始します。なお、子ども・子育て支援新制度への移行の有無を含め、幼稚園・認定こども園により対応が異なりますので、詳しくは、各園に直接お問い合わせください。



【幼稚園の入園説明会】

幼稚園名	所在地	電話番号	入園説明会日程
呑竜幼稚園	大祝町2312-1	(27)0051	8月25日(土)午前10時～11時
愛育幼稚園	堀米町275	(22)2506	8月24日(金)・25日(土) 午前10時30分～11時30分
旗川幼稚園	並木町1185	(22)2207	8月24日(金)午前10時～11時
佐野みのり幼稚園	植上町1672-2	(23)3383	8月25日(土)午前10時～11時
葛生幼稚園	葛生西2-7-1	(86)4488	8月18日(土) 午前10時30分～11時30分

※愛育幼稚園は新制度に移行しています

【認定こども園の入園説明会】

認定こども園名	所在地	電話番号	入園説明会日程
認定こども園育成館幼稚園	大町2989	(22)0407	8月23日(木)(0・1・2歳児) 8月25日(土)(3・4・5歳児) 午前10時30分～11時30分
認定こども園あかみ幼稚園	赤見町2041	(25)0103	8月26日(日)午前10時～11時30分 (幼稚園部分・保育所部分共通)
認定こども園メイプルキッズ		(25)3608	
洗心幼稚園認定こども園	久保町38-1	(21)1155	8月18日(土)午前10時～正午 (幼稚園部分・保育所部分共通)
認定こども園こぼと	田沼町38-3	(62)0846	8月29日(水)午前10時30分～11時30分 (幼稚園部分・保育所部分共通)
認定こども園犬伏幼稚園	犬伏下町 1779-1	(22)4766	8月25日(土)午前10時～11時 (幼稚園部分・保育所部分共通)
認定こども園 佐野たちばな幼稚園	堀米町513	(23)6262	8月24日(金)・25日(土) 午前10時30分～11時30分 (幼稚園部分・保育所部分共通)
認定こども園明星幼稚園	田沼町 1557-3	(61)1105	8月18日(土)午前10時～11時30分

※認定こども園はすべて新制度に移行しています

【認定こども園以外の認定保育所の入園説明会】

日程は9月20日(木)～22日(土)、申込期間は10月1日(月)から15日(月)までを予定しています。詳しくは広報さの9月号に掲載します。



～ 8 月は佐野市人権対策推進市民運動強調月間です～

## 8月23日(木)にハートフルフェスタを開催！

文化会館で開催します。入場無料です。ぜひお越しください。

■問合せ＝人権・男女共同参画課  
☎(61)1140

### ●人権講演会 (大ホール)午後6時30分～8時

▶講師＝2代目 林家木久蔵さん

▶演題＝木久蔵流「笑うが一番」～笑いを通じて人権を考える～

※託児室・手話通訳・パソコンによる要約筆記があります

(託児は1才～未就学児が対象です。前日までにお申し込み下さい。)

### ●人権啓発ポスター・人権書道入賞作品展

(展示室A)午後3時30分～8時30分

- ・佐野市小中学生人権啓発ポスター展入賞作品の展示
- ・佐野市小学生人権書道展入賞作品の展示

### ●困りごと・人権相談 (受付、展示室B)午後3時30分～5時

人権擁護委員による無料相談

### ●表彰式 (大ホール)午後6時～6時30分

- ・人権啓発ポスター展入賞作品の表彰
- ・人権書道展入賞作品の表彰



林家木久蔵さん

私たちの周りには、さまざまな人権問題があります。  
誰もが自分らしく生きるために、人権について考えてみよう。

### ●同和問題

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。(平成28年12月施行)

部落差別とは、同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということだけで、日常のさまざまな場面で差別を受けたりするような人権問題です。残念ながら現在でも、差別事件が発生しています。一人ひとりが、身近な問題として同和問題を正しく理解し、差別意識や偏見をなくすなど、自らの問題として取り組んでいきましょう。

### ●障がい者

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。(平成28年4月施行)

障がいのある人に対して、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することなどが禁止されます。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

### ●ヘイトスピーチ

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。(平成28年6月施行)

近年、特定の国の出身の人々を一方向的に我が国の社会から追い出そうとしたり、一方向的に危害を加えようとする内容の言動が見られ、このような言動がヘイトスピーチとされています。こうした言動は、言われている人々の心を傷つけたり、差別を生じさせるおそれがあり、偏見や差別をなくしていきましょう。

